

(改正後全文)

平成 12 年 3 月 10 日
老 計 第 8 号
平成 15 年 3 月 31 日
老計発第 0331004 号
平成 18 年 2 月 7 日
老計発第 0207001 号
平成 19 年 7 月 6 日
老計発第 0706001 号
平成 24 年 3 月 29 日
老高発 0329 第 2 号

最終改正

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部(局)長 殿
中核市

厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長

指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて

指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者における会計の処理等については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号)、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号) 及び「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 38 号) をもって示されているところであるが、今般、別紙のとおり「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」を定めたので、了知の上、管下市町村、関係機関及び関係団体・施設等にその周知徹底を図るとともに、その処理に遺憾のないようにされたい。

(別紙)

指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針

第 1 総則

1 趣旨

指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス

事業者及び指定介護予防支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定施設基準」という。)、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定サービス基準」という。)、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)、「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 38 号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス基準」という。)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)において、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないこと及び会計に関する諸記録を整備しなければならないこと等が定められているところであるが、その詳細及び具体的な会計処理に関する取扱いについては、本指導指針の定めるところによるものとする。

なお、本指導指針に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 対象範囲

本指導指針の対象とする施設又は事業所(以下「施設等」という。)の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

なお、(1)から(4)までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める介護予防訪問看護を行う場合は、本指導指針の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) 指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設
- (2) 老人福祉法第 20 条の 4 に定める養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第 20 条の 6 に定める軽費老人ホーム
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、老人福祉法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 28 号)に基づき事業の開始の届出が必要な次の事業等を行う施設等
 - ア 指定訪問介護
 - イ 指定介護予防訪問介護
 - ウ 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
 - エ 指定夜間対応型訪問介護
 - オ 指定通所介護
 - カ 指定介護予防通所介護
 - キ 指定認知症対応型通所介護
 - ク 指定介護予防認知症対応型通所介護

- ケ 指定短期入所生活介護
- コ 指定介護予防短期入所生活介護
- サ 指定小規模多機能型居宅介護
- シ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ス 指定認知症対応型共同生活介護
- セ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ソ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- タ 指定複合型サービス
- チ 老人福祉法第20条の7の2に定める老人介護支援センター

(5) 指定サービス基準等に定める次の事業を行う施設等については、本指導指針に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(4)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。

- ア 指定訪問入浴介護
- イ 指定介護予防訪問入浴介護
- ウ 指定特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
- エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
- オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（ただし、(2)及び(3)を除く。）
- カ 福祉用具貸与
- キ 介護予防福祉用具貸与
- ク 指定特定福祉用具販売
- ケ 指定特定介護予防福祉用具販売
- コ (4)に係る基準該当居宅サービス
- サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援
- シ 介護保険法第62条に基づく市町村特別給付事業
- ス 介護保険法第115条の45に規定する地域包括支援センター
- セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

○ 第2 会計処理について

1 会計の区分

第1の2に定める施設等の会計の区分（以下「会計区分」という。）の具体的な取扱いは、次によるものとする。

(1) 第1の2の(1)に定める施設の会計

第1の2の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(2) 第1の2の(2)に定める施設の会計

第1の2の(2)に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)のア、イ、コからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(3) 第1の2の(3)に定める施設の会計

第1の2の(3)に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、同2の(4)及び(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

(4) 第1の2の(4)に定める施設等の会計

第1の2の(4)に定める施設等の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(4)に定める他の事業若しくは同2の(5)に定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。ただし、社会福祉法人にあっては、同2の(5)のウからケを除くものとする。

(5) 第1の2の(5)に定める施設等の会計

第1の2の(5)に定める施設等の会計は、独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、同2の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

2 会計に関する諸記録の整備等

(1) 会計に関する諸記録の整備

会計に関する諸記録は、収支計算書、事業活動計算書（損益計算書及び正味財産増減計算書等を含む。）及び貸借対照表（以下「計算書類」という。）並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。

なお、社会福祉法人及び会計区分ごとに特別な会計として経理を行う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条に規定する法人等以外の法人又は事業所にあっては、計算書類のうち、収支計算書又は事業活動計算書、及び貸借対照表を省略することができる。

(2) 計算書類の様式

計算書類の様式は、別紙1のとおりとする。

3 会計帳簿の備置

会計帳簿は、1により設定された会計区分ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

4 勘定科目及び説明

勘定科目及び説明は、別紙2のとおりとする。

5 会計区分ごとの業務の表示

会計区分ごとの介護サービス事業（以下「セグメント」という。）を計算書類において表示する場合は、経常収支差額の内容について行うものとし、その表示方法は別紙3のとおりとする。

なお、収入及び支出のセグメントごとの帰属は、当該収入・支出の発生原因に基づいて決定するものとし、直接的な把握が困難な場合においては、合理的な按分基準に基づき毎期継続的に配分するものとする。

6 減価償却について

指定介護老人福祉施設等が実施する減価償却費の計算は、次によるものとする。

(1) 減価償却の対象

耐用年数が1年以上、かつ、1個又は1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産（以下「償却資産」という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。

なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）については、減価償却を行うことができないものとする。

(2) 減価償却の方法等

ア 減価償却の方法

減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で減価償却計算を行う。また、無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。

なお、償却方法は、会計区分ごと、資産の種類ごとに選択し適用することができる。また、採用した減価償却方法は、重要な会計方針として計算書類に記載とともに、いったん採用した減価償却方法は、毎期継続して適用しなければならない。

イ 減価償却計算の単位

減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。

(3) 残存価額

残存価額は原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「減価償却資産省令」という。）によるものとする。

ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価格の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに備忘価額（1円）まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（1円）

を控除した金額に達するまで償却することができる。

ウ 無形固定資産

なお、無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(4) 耐用年数

耐用年数は、原則として減価償却資産省令によるものとする。

なお、減価償却資産省令においては、指定介護老人福祉施設など介護保険関係施設等の細目が用意されていないため、その適用に当たっては、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に準じて取り扱うものとする。

(5) 償却率等

減価償却費の計算は、原則として減価償却資産省令の定めによるものとし、適用する償却率等は、別紙4（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）のとおりとする。

(6) 減価償却計算期間の単位

減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度の中途で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦にしたがって計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする。）として計算を行うものとする。

(7) 減価償却費の按分の基準

ア 複数の会計区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った会計区分に配分する。

イ ア以外の複数の会計区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的な基準に基づいて毎期継続的に各会計区分に配分する。

なお、セグメントごとの表示に当たっても、同様な基準に基づいて毎期継続的に行うものとする。

7. 引当金について

(1) 徴収不能引当金の計上基準

ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徵収する事が不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徵収不能引当金に計上する。

イ ア以外の債権（以下「一般債権」という。）については、過去の徵収不能額の発生割合に応じた金額を徵収不能引当金として計上する。

なお、介護保険事業の開始から5年間に限り、一般債権についてはその3%を引当金に計上することができるものとする。

(2) 退職給与引当金の処理

指定介護老人福祉施設等において、掛け金を資産計上することが要求されている退職共済制度に加入している場合には、会計区分ごとに会計年度末時点における退職給付金として準備すべき金額を合理的に見積もり、退職給与引当金として計上しなけれ

ばならない。

(3) その他の引当金

その他の引当金については、資本的支出とされる修繕費の支払に対する準備額を引当金とすることは、本来の引当金の趣旨に反することから、修繕引当金及びこれに準じる引当金を計上することができないものとする。

なお、当分の間、その他の引当金としては、賞与引当金のみに限るものとする。

8 純資産の部の取扱い

(1) 基本金

ア 基本金とは、次に掲げる合計額をいう。

(ア) 施設創設・増築時の土地、建物等の基本財産等の取得を目的として指定された寄付金

(イ) (ア) に係る借入金の償還に充てることを指定された寄付金

(ウ) 施設創設時において運転資金に充てるための寄付金

(エ) 定款の定めにより基本財産に組み入れた額

特に、社会福祉法人においては、(ア) から (ウ) までの寄付金については、必ず寄付申込書又は贈与契約書を通じて施設創設・増築時には明確にされているため、原則としてこれらに限定した寄付金とする。

また、介護保険下における設備の更新、改築等に当たっての寄付金は、必ずしも要件とならず、また、設備の更新、改築等に当たり寄付金が必要とされる事態は経常的な資金不足に起因するものとも考えられることから、当分の間、基本財産に含めないものとする。

イ アの (ア) の金額

アの (ア) の金額は、原則として建物など固定資産の取得を目的として指定された寄付金とする。ただし、固定資産とそれ以外に区分することができない場合は、当該寄付金を分割することなく全額を基本財産として計上することができる。

なお、社会福祉法人における寄付金は、施設整備事業における事業計画及び予算書において明確にされており、従来から他の寄付金とは明確に区別されているところである。

ウ アの (イ) の金額

アの (イ) の金額は、あくまでも寄付金であるため、国庫補助金等により償還されたもの及び自己財源により償還されたものは当該金額に含めないものとする。

エ アの (ウ) の金額

アの (ウ) の金額は、施設創設時において必要とされる寄付金であり、施設の増築及び改築時においては必ずしも必要とされる寄付金ではないこと。また、当該寄付金は、目的に充当された後、具体的に預金の形で残高を有していなくても差し支えない。

オ アの (エ) の金額

アの (エ) の金額は、基本財産として対応する財産（一般的には預金又は有価証券）を保有することが必要とされているため、単なる繰越収支差額の処分を意味す

るものではないことに留意する。

カ 基本金の取崩し

基本金は、原則として取り崩す事態は生じないものとして取り扱うものとする。

なお、特別な事情により基本金を取り崩す事態が生じた場合には、基本財産の取り崩しと同様、事前に所轄庁に協議させ、内容を審査すること。

キ 共同募金会からの寄付金の取扱い

共同募金会から指定寄付金として配分を受ける場合には、法人役員等からの寄付金に含めて処理するものとする。なお、一般配分金として配分を受ける場合には、経常経費に対する寄付金収入として取り扱うものとする。

ク 地方公共団体からの無償譲渡の取扱い

地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額は、寄付金とせずに、国庫補助金等に含めて取り扱うものとする。

(2) 国庫補助金等の取扱い

ア 国庫補助金等の範囲

本指導指針にいう国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号。以下「交付要綱」という。）に定める施設整備事業及び設備整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。

また、国庫補助金等には、自転車競技法（昭和 23 年法律 209 号）第 24 条第 6 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業に対する助成金等を含むものとする。

なお、国庫補助金等の具体的な取扱いは、次によるものとする。

(ア) 国庫補助金等は、事業活動計算書上、入金時に、いったん施設整備等補助金収入として特別収入に計上し、同時に、国庫補助金等特別積立金繰入額として特別支出に計上する。

(イ) 国庫補助金等は、支出対象経費とされている固定資産の取得ごとの経費に配分する。

(ウ) 国庫補助金等は、その効果の発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう。）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額を事業活動収入に計上する。

(エ) 施設整備補助金等は、その支出対象経費とされている固定資産の廃棄等により、その効果が消滅するので、これに対応して国庫補助金等特別積立金取崩額を特別収入に計上する。

(オ) 非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。

イ 設備資金借入金の償還に係る補助金の取扱い

(ア) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、実質的に建設助成又は施設整備補助に相当するものは、国庫補助金等とする。

(イ) 国庫補助金等は、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に繰り入れるものとする。

なお、国庫補助金等の経費への配分については、適正なコスト計算の観点から、当初から借入金の償還補助の総額の補助金の受入れがあったものと見なした金額（以下「償還補助総額」という。）を基礎として、アの（イ）に準じて配分することができるものとする。

（ウ）国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎としてアの（ウ）に準じて行うものとする。

（エ）計画どおりに国庫補助金等が入金されなかった場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。

（オ）設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初予定額に加減算して再配分計算をし、経過期間分の修正を当該会計年度に帰属する損益として処理するものとする。

なお、当該金額が重要な場合には、特別収支の部に記載するものとする。

（カ）国庫補助金等は、事業活動計算書上、実際に償還補助があったときに当該金額を施設整備等補助金収入として特別収入に計上する。また、当該金額を国庫補助金等特別積立金繰入額として、特別支出に計上する。

なお、収支計算書上、国庫補助金等は財務活動等収入に計上し、また、借入金の返済額は財務支出に計上するものとする。

（3）その他の積立金計上の要件

事業活動計算書においてその他の積立金繰入額を計上する場合には、収支計算書上、積立金との関係を明らかにする名称を付して積立金と同額の積立預金支出を収支計算書に計上しなければならない。

なお、将来の施設建て替え等に必要な資金を積み立てる必要がある場合には、施設建替資金積立金など適切な名称を付して積み立てることとして差し支えない。

9 特例事項について

- （1）指定介護老人福祉施設等の事業を行う社会福祉法人以外の法人等においては、会計処理上、8に定める純資産の部の取扱いによりがたい場合は、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができるものとする。
- （2）社会福祉法人の会計処理に当たっては、別紙2に定める勘定科目のうち役員報酬など法人本部に帰属する経費を各会計区分に計上することができないものとする。ただし、当該会計区分に社会福祉事業に該当する事業が含まれていないものは、この限りでない。
- （3）本指導指針に基づく社会福祉法人（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による会計処理をしている社会福祉法人を除く）の会計処理について経過的に平成26年度まで適用可能とする。
- （4）なお、社会福祉法人以外の法人等の会計処理については、従前のとおりとし、平成27年度以降当通知を参考とするものとする。